

JEPA セミナー

著作権法 編集著作権 著作権判例百選事件 詳細解説

2023 年 1 月 20 日

弁護士 松田政行

出版・電子出版社において編集業務は、その中核的業務の一つであることは言うまでもありません。出版社内において通常使われる編集の語は、必ずしも著作権法上の「編集」と一致するものではなく、それよりも広い意味で使われている場合が多いようです。今回は、著作権法上の「編集著作（物）（権）」の「編集」の意義について、著作権判例百選事件仮処分命令の原審地裁決定と抗告審知財高裁決定を題材にこれを研究します。

著作権法上の概念としての「編集著作（物）（権）」

資料 1 著作権判例百選事件 事案概要（本紙）

資料 2 著作権判例百選事件 事実概要図

資料 3 著作権判例百選事件における原審決定・権限・確定行為説と抗告審決定・編集事実行為説の対比

資料 4 著作権判例百選事件における権限・確定行為説の論拠

著作権判例百選事件 事案概要

X（大学教授 債権者・相手方）は、編集著作物である著作権判例百選（第 4 版）（本件著作物）の共同著作者の一人であり同（第 5 版）は本件著作物の編集著作物を翻案したものであると主張して、X の翻案権・二次的著作物の原権利者の権利及び著作者人格権（氏名表示権・同一性保持権）に基づく差止請求権を被保全権利として、Y（出版社 債務者・被告人）による（第 5 版）の複製・頒布等の差止めの仮処分命令を求めた。

本件仮処分決定ⁱは X の申立てを認め、保全異議審ⁱⁱもこれを認可した（原決定）。Y は原決定を不服として保全抗告を申し立てた。

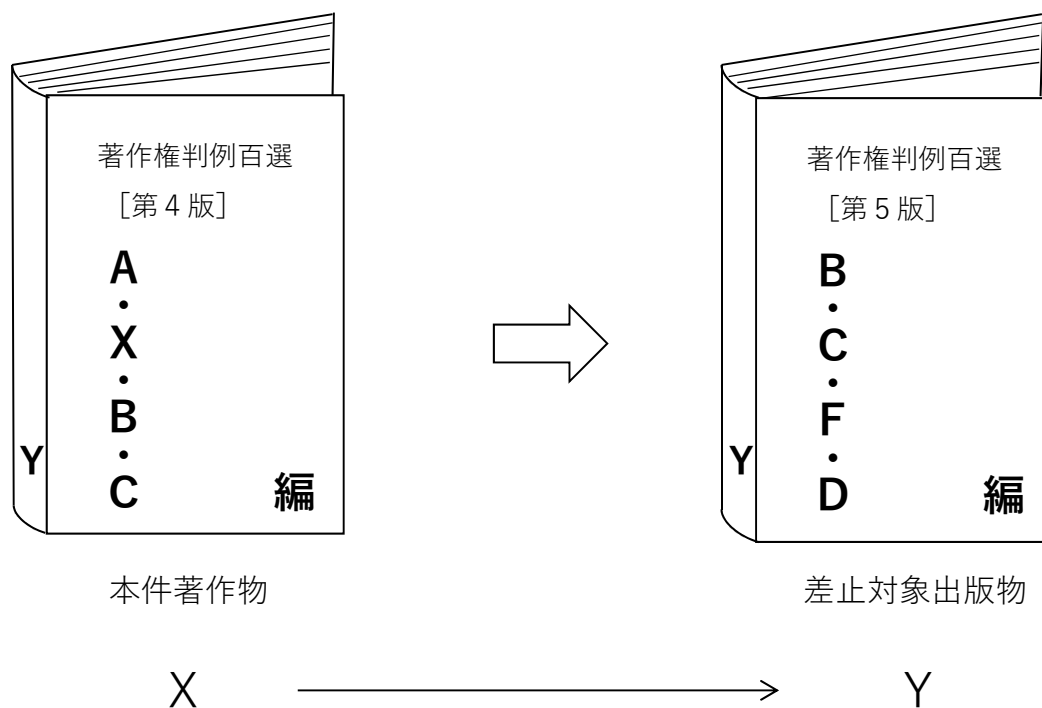
本件著作物は 113 件の判例と各解説からなり、表紙には「A・X・B・C 編」と記載されていた（この記載から X に著作権法 14 条の編集著作者の推定が及ぶと判断されている。この「編」は本件解説において「编者」と記載する。）。その編集過程において以下の事実が認定（争いない事実及び原決定の認定事実）されている。

- ① A は、編者の代表的立場にあり、初期の編者会合において、B と D（編者外編集協力者）に判例の選択・配列及び執筆者の割り当てを指示した。D は判例を選択配列し、これに B が執筆者を割り当てて本件原案（110 件の判例・執筆者）を作成した。
- ② 本件原案に対し、X が執筆者の実務家 1 名の削除 3 名の追加を提案し（この提案を本解説において「- 1 + 3 名の提案」という。最終版にも反映している。）、および C の意見を踏まえ B が修正案を作成した。
- ③ 編集会合において、修正案に判例 1 件とその執筆者を追加し、編集 4 名の全員一致で判例 113 件の選択配列と執筆者の割り当てを確定した。
- ④ 執筆者からの申入れ等につき Y 担当者 E が編者らに相談し執筆者・判例の変更等がなされた。

i 東京地決平成 27・10・26 裁判所 Web（平 27（㉟）22071 号）

ii 東京地決平成 28・4・7 判時 2300 号 76 頁

著作権判例百選事件の事実概要 1

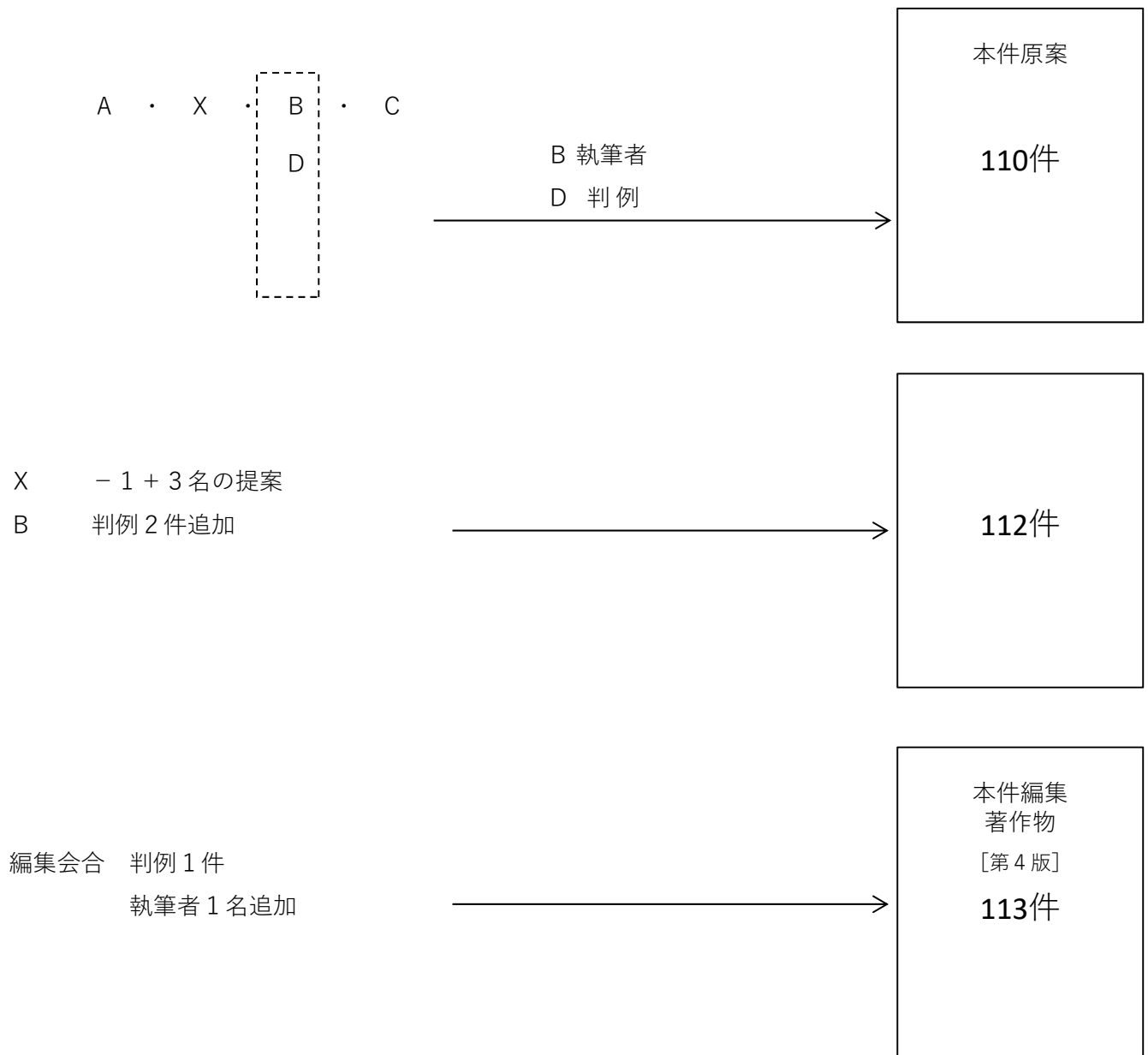


編集著作物の翻案権・二次的著作物の利用に関する原著作者の権利
 (著作権法 27 条、28 条)

著作者人格権の氏名表権及び同一性保持権 (19 条、20 条) に基づく

複製・頒布等 (出版) 差止請求権 仮処分命令申立

著作権判例百選事件の事実概要 2



原審・抗告審決定の対比

原審	抗告審
権限・確定行為説	編集事実行為説
14条の推定	
X - 1 + 3名の提案 創作性 ○	創作性 ×
A・X・B・Cの 共同意思 ○	編集方針決定素材の選択・ 配列 密接不可分 (但し本件は判例百選としての編集 方針は既定) 共同意思 ×
X 編集会合において 本件 編集著作物の確定 ○	B・D 本件原案の作成 の方針
	著作物作成過程における Xの地位・・・状況を判断
X 共同編集著作者の 一人 ○	確定行為 ×
	X・共同編集著作者の 一人 ×
Xの申立認容 (保全異議審認可)	保全抗告(知高) Xの申立却下 (許可抗告(最)申立棄却)

権限・確定行為説		編集事実行為説		解説
編集著作物は、一般著作物の創作と異なる創作要素を内在させているものであるから、それに合致した創作性を考察することができる。編集の創作要素は、編集方針と最終確定である。この点から編集方針の立案権限と最終案を確定する権原の行使が編集の要素となる。編集著作物の創作は、物理的な行為ではなく意思によって支配された行為として捉えることができる。最判〔智恵子抄事件〕は、確定をとらえて編集著作を肯定した。		著作権法 2 条 1 項 1 号、2 号の「思想・感情の創作」を事実行為としての表現の創作に求める。一般的著作物・著作者概念と完全に一致させて考える。この説によるときは、編集に関わる者（企画、原案提供、相談・助言、最終決定、出版決定をする者）の関与・行為と権原を一切無視して、素材の選択・配列をしたものは誰かを考察すれば足りることになる。完全に事実行為として創作をとらえることを特徴とする		はじめの編集合同・共同意思・実質的権限 初期編集会合における方針の決定段階において、本件書籍の編集方針を確認する要はなく（判例百選の改訂ということによってその方針は既定のものとなっていた）、この会合において決められた方針は、ただB・Dによる本件原案の作成であった。 原審は権限・確定行為説に立つところから4名の共同意思を認定している。これは、X の共同編集著作行為の認定の要素となったものと考えられる。 抗告審は編集方針の決定が編集著作行為に密接不可分であって著作者となり得ると判示するものの、本件において B・D を担当者とする（他者の本件原案作成に関する制限）を認定して、編集方針の決定を積極要素としていない。編集事実行為説に立つことによるところであろう。
原審決定 平成 27・10・26 裁判所 Web(平 27(ヨ)22071 号)		抗告審決定 知財高決平成 28・11・11 判時 2323 号 23 頁		
事実	決定要旨	編集著作物の著作者 考え方	本件の当て嵌め	
編集著作者の推定 「A・X・B・C編	原審決定要旨② 共同意思 本件著作物は当初から Xら4名を編者として創作すると共同の意思の下で編集作業進められた	1、② 編集方針の決定 編集方針の決定は、素材の選択、配列を行うことと密接不可分の関係にあって、創作性寄与する。編集方針を決定した者も、当該集著作物の著作者となり得る。	2、①Xの関与の合意 編者選定段階におけるY・A・B・X間の合意において、Xは「編者」の一人となるが原案作成の実質的権限を有しないか、または著しく制限されることに認識があった。	
事実概要① 本件原案の作成 110 件 Aは、編者の代表的立場にあり、初期の編者会合において、BとD(編者外編集協力者)に判例の選択・配列及び執筆者の割り当てを指示した。Dは判例を選択配列し、これにBが執筆者を割り当てて本件原案(110 件の判例・執筆者)を作成した。		1、① 編集著作物の創作性 素材につき上記の意味での創作性のある選択及び配列を行った者が編集著作物の著作者に当たることは当然である。	2、② 本件原案の作成 本件原案の作成はBとDが主体となり進められXは具体的に関与していない。 2、③ 本件原案の完成度 本件原案はその判例・執筆者の選択配列の大部分が最終版でも維持され、完成度が高いものであった。	原審は、本件原案の作成を捉えて編集著作物の創作とはせず、編集会合の113件の確定を編集著作物が成立したとする。そうすると、本件原案の作成は、その過程の中の中間的成果にすぎず固有に著作物性を問うものではないということになるのであろう。 【原審決定を再検討】 抗告審は、事実行為たる本件原案の作成によって本件編集著作物が完成していたという認定である。
事実概要② Xの「-1+3名の提案」 112 件 本件原案に対し、Xが実務家1名の削除3名の追加を提案し(この提案を本解説において「-1+3名の提案」という。最終版にも反映)、およびCの意見を踏まえ B が修正案を作成した。	原審決定要旨① 「-1+3名の提案」の創造性 Xが推挙した3名は、「誰が選択しても同じ人選になるようなものとはいえない」ため本件原案に対するXの意見には創作性が認められる。	1、③相談・意見及び消極的容認 素材の選択、配列について相談を受け、意見を述べることや、他人の行った編集方針の決定、素材の選択、配列を消極的に容認することは、いずれも直接創作に携わる行為ではない。これらの行為をしたにとどまる者は当該編集著作物の著作者とはなり得ない。	2、④ Xの本件原案の関与 Xの-1+3名の提案は著作権法分野の学識経験書であれば比較的容易に想起し得る選択肢に含まれていた人選であり「仮に創作性を認め得るとしても、その程度は必ずしも高いものとは思われない」	原審は、-1+3名の提案について創作性を肯定している(なること)と認定しているところではない。このように認定すると権限・確定行為説にそぐわないことになることの帰結であろう。編集著作物の確定に至るまでの X の関与の補強程度の実事認定ということになるのであろう。【原審決定再検討】 抗告審は、まず相談・意見を述べることを消極的容認として編集著作行為から排除する姿勢を示すところである。そのうえで、X の-1+3名の提案の創作性を否定したものと考えられる。しかし、一般に選択の程度が高いものではない場合にも創作性が肯定されるところ、いささか釈然としない。Xの本件原案に対する関与が「意見を述べる程度」の関与と評価されて、結論的に創作性を否定したものとする他はない。
事実概要③ 編集会合1件1名追加 113 件 編集会合において、修正案に判例1件とその執筆者を追加し、編集4名の全員一致で判例 113 件の選択配列と執筆者の割当てを確定した。	原審決定要旨③ 確定行為 Xは編集会合等にて他の編者と共に判例・執筆者の選択配列を確定する行為をし、この確定行為により創作性を有する素材の選択配列に関与した。		2、⑤ Xの編集会合における関与 編者会合におけるXの具体的な関与は、賛成したにとどまり「創作性のあるものと見ることは困難である」。	原審は、権限・確定行為説の帰結として、編集会合における本件編集著作物の確定をもって X の共同編集著作行為を肯定したことになる。 抗告審は、編集著作物の確定について創作性を肯定していない。この考え方の当て嵌めにおいて編集会合の編集著作物の最終確定の意思(合意)を創作性のある行為とは見ないという判断を示した。編集事実行為説の帰結といえることができる。
事実概要④ E 判例・執筆者変更 執筆者からの申入れ等につき Y 担当者 E が編者らに相談し執筆者・判例の変更等がなされた。				Y の担当者 E による変更(編集らに相談した変更)について、 原審、抗告審 ともに編集著作物の創作性について判示するところがない。創作的行為と見ていないということである。
	原審決定要旨④ 総合考慮 以上の事情を総合すれば、X が編集著作物の一人であるとの評価を導き得るとし、推定を覆す事情が疎明されていないと判断した。	1、④ 認定の考慮要素 著作者となり得る程度の創作性を認めることができるか否かは、当該行為の具体的内容を踏まえ、さらに、当該行為者の当該著作物作成過程における地位、権限、当該行為のされた時期、状況等に鑑みて理解、把握される当該行為の当該著作物作成過程における意味ないし位置付けをも考慮して判断されるべきである。	2、⑥ Xの関与の評価 主要な関係者との間でXに内容を決定する実質的権限を与えず、又は著しく制限することにつき共通認識が形成されていた。Xは、『編者』の一人とされてはいたものの、実質的にはむしろアイデアの提供や助言を期待されるにとどまるいわばアドバイザーの地位に置かれ、X自身もこれに沿った関与を行ったにとどまる。	原審は、権限・確定行為説を取ることを明言するものではない。しかし、推定規定を使いつつ共同意思と最終編集会合における選択と配列の確定(共同意思による全員の合意)によって編集著作物が成立したことを判示していることから、権限・確定行為説に立脚していると見るべきである。原審は、創作行為は事情の総合考慮によって定まるといい、-1+3の提案に創作性を肯定し、編集会合に参加して創作性を有する素材の選択配列に関与したという点を捉えて事実行為の要素にも配慮している。原審は、総合考慮による事例判決として判示するところである。 抗告審 が純粋に編集事実行為説によるならば、B・Dの本件原案作成の創作性を認定し(これは2、②③に認定されている)、これに対するXの-1+3名の提案が創作性を有しないこと(これについては2、④⑤認定されている)を判示すれば、結論が出るところである。しかるに、完全にはこの方法によらず、著作物作成過程における地位、権限、時期、状況に鑑みて当該行為の意味ないし位置付けを考慮して判断されるべきことを説く。そのうえで、Xの編集著作物の作成(特に本件原案とその後の修正)に実質的権限を有していない共通認識を認定して、アドバイザーの地位にあったことと X の関与(主に-1+3の提案)をこれにとどまるものであったことを判示した。編集事実行為説に立ちつつも本件を事例判決とすることによって、純粋な編集事実行為説の先例とすることを、避けたと見るべきではなかろうか。

権限・確定行為説の論拠

第1 X主張の趣旨（Xは、その主張において「確定理論」という。）

1 [智恵子抄事件] 最判平成5年3月30日判時1461号3頁

原案作成者澤田（出版社の編集担当者）につき編集著作者とせず、高村光太郎に確定権限と最終原稿の確定行為を認め、編集著作者を肯定した。

最終的確定権限を有する者の最終確定行為は、単なる原案への承認ではなく、確定者自身の積極的選択配列の決定・実行である。

2 編集事実行為説（Xは、その主張において「原案作成・改変提案該当説」という。）

仮処分命令申立以前に、DがXに面談し提示した見解（書証として提出）。原案作成者・原案の改変提案者についてのみ、編集著作者であるという説として紹介されている。

第2 確定理論の内容

1 編集の選択配列の特殊性

これについては、一般著作行為と異なり、極めて抽象的ないわばアイデア的なものである。編集の選択配列については、最後の結論としての確定された選択配列だけが意味を有するものであって、途中の案等には意味（編集著作の創作性としての意味）がない。

2 最終決定権限・確定（選択配列）

編者のような、最終的な決定権限を有する確定者のみが最終著作物たる最終編集著作物につき選択配列を行うのである。これに至る前の原案作成者の行為は、参考案（原案）の選択配列を行うだけであって、最終編集著作物の選択配列を行う者ではない。確定者が参考案を承認することがあっても、それは、確定者自身が参考案を参考にして、最終編集著作物を独自に確定（選択配列）したことになる。

3 共同編集著作

編者が複数人いる場合、最終的編集著作物の確定以前の原案作成、賛成意見、改変提案、反対意見（消極的選択配列と評価される。）、及び最終的承認は、すべて共同編集著作行為に該当する。

4 智恵子抄事件の事案

智恵子抄事件における澤田案は、参考案としての選択配列があるものの最終編集著作物の選択配列を行ったものではない。高村は、参考案を参考にして、これにないものは参考案を参考にしないで、最終編集著作物の選択配列を行った。

最終編集著作物の生成過程における参考案は、(最終編集著作物に一部ではあるが) 最終編集著作物とは別異のものである。

智恵子抄事件の編綴概要

澤田案 27 作品・発表順 → 高村案最終編集著作物 33 作品・制作順

5 最終編集著作物と全く同一の参考案の考え方

参考案(原案)と最終編集著作物が全く同一になる場合であっても誰によって選択配列されたかの点で異なり、全く意味が異なる(別異の編集著作物になるといっているのであろうか)。

6 確定理論を取らない場合の弊害

確定理論を取らないと、複数編者の内一人又は一定の者らが原案を作成しこれが最終編集著作物として承認(確定)された場合でも、当該原案作成者のみが編集著作者になり、他の者が排除される(弊害)。

智恵子抄事件

争点 智恵子抄事件（最判平成5年3月30日）、高村光太郎の詩集「智恵子抄」の編集著者が高村光太郎か、「智恵子抄」を最初に出版した出版社・編集者Aなのか。

原判決の確定した事実関係と編集著作者の認定

① 素材の選択について

出版業・編集者個人Aが収録素材の候補となる詩、短編、散文（詩等）の案を高村光太郎に提示して、「智恵子抄」の編集を進言した（上告人Y1はあの出版業の承継人）。光太郎は、Aの進言に基づいて、自ら、妻の智恵子に関する全作品を取捨選択の対象として、収録する詩等の選択を確定し、「智恵子抄」の題名を決定した。

Aの選択した第一次案の詩等27編 → 光太郎がこれを修正して智恵子抄の詩等33編

Aは、第一次案に対して更に2、3の詩等の追加収録を進言したことがあるが、光太郎が第一次案に対して行った修正、増減について、自らの意向によっていた。

② 素材の配列について

Aが光太郎に提示した第一次案の配列と「智恵子抄」の配列とで一致していない。詩等の配列が、第一次案では、光太郎が前に出版した詩集「道程」の掲載順序、雑誌に掲載された詩については、その雑誌の発行年月順に、同一の雑誌に掲載されたものはその掲載順に配列されていた（原則掲載順）。これに対し、「智恵子抄」では、「荒涼たる帰宅」を除いては著作年代順の原則に従っている（原則著作順）。

③ 編集著作者の認定

光太郎自ら「智恵子抄」の詩等の選択、配列を確定したものであると認定した。

Aが光太郎の著作の一部を集めたとしても、それは、編集著作の観点からすると、企画案ないし構想の域にとどまるにすぎないというべきである、と判示しました。

最高裁は、上記原審の結論と同様である。しかし、Aの創作性を否定するところはない。原審認定の事実によれば、選択性についてこれを否定することは出来ないというべきか。

「本件編集著作物である「智恵子抄」は、詩人である高村光太郎が既に公表した自らの著作に係る詩を始めとして、同人著作の詩、短歌及び散文を収録したものであって、その生存中、その承諾の下に出版されたものであることは、原審の適法に確定した事実である。そうすると、仮に光太郎以外の者が「智恵子抄」の編集に関与した事実があるとしても、格別の事情の存しない限り、光太郎自らもその編集に携わった事実が推認されるものであり、したがって、その編集著作権が、光太郎以外の編集に関与した者に帰属するのは、極めて限られた場合にしか想定されないというべきである。」と判示している。「智恵子抄」

に掲載されている個々の詩の著作権者が光太郎であることは、編集著作者の認定に影響したという評釈が多い。

著作権判例百選事件との関係

光太郎が智恵子抄の素材の選択と配列に関する決定権がある者として認定して良いであろう。そして、Aの進言に関わらず自ら最終案を決定したという事実認定でもある。この点から、智恵子抄事件最高裁判決は、権限・確定行為説によったという見解が構成される。

果たして、智恵子抄事件は、編集著作物の著作者認定に関する普遍的な判例であるのか。詩等の作者がその詩等の編集著作物を刊行するときに、原案作成者に創作性を認めるべきでないという判断が先行しているように思われる。